

〔特別寄稿〕

## カナダ税法概論

クリス・スプリサーク<sup>(1)</sup>  
宮本十至子(訳)

(まえがき)

二〇〇四年六月一九日学術フロンティア「国際金融革命と法」は、カナダのアルバータ大学法学部助教授クリス・スプリサーク氏を招き、カナダにおける金融課税について研究会をもった。ただ我々は、カナダ税法について必ずしも予備知識をもたないため、スプリサーク助教授にカナダ税法の簡単な仕組みについても同時に解説してもらおうよう依頼したところ、以下のような簡潔かつ有益なペーパーを用意してくれた。それによると、カナダの所得課税法はきわめて特異な構造をもつことが分かった。一読してこのペーパーは、単なる解説でなく、学術的価値が認められると判断したので、立命館大学の宮本十至子助教授に正確な翻訳をお願いすることにした。宮本助教授には、その労に感謝する。なお、同助教授は学術フロンティアのメンバーであるのみならず、本学の非常勤講師も担当されている。なお、スプリサーク助教授は、愛知学院大学でも講演された。

(村井 正)

はじめに

人生には二つだけ確かなこと、つまり死と税があるとカナダ（実際には、おそらく全世界）で一般にいわれている。死は明らかに確かなことであるとしても、なぜ課税なのだろうか。主に二つの理由がある。それは、国とその国の状況によって程度の差はあるものの、確かなことである。まず第一は、政府が存立し、かつ、機能するためには資金が必要であるからである。<sup>(2)</sup> 歳入を調達することができ、かつ、これまで調達してきた別の方法も存在するが、<sup>(3)</sup> 課税は、政府の存立と諸機能の資金調達のため、所得を主要源泉として多くの政府にうまく用いられてきた（今も用いられて<sup>(4)</sup>いる）。第二に、よかれあしかれ、効率的か非効率的かを問わず、歳入を調達することに加えて、<sup>(5)</sup> 課税はさまざまな経済的、社会的、政治的、道徳的目的を達成するために政府によって用いられるからである。

もちろん、各国における税額、課税形態、課税の重要性は、政府の規模や必要性、政府が達成、あるいは、促進することを望む目的、その必要性や目的を満たすために政府が利用できる税以外の財源による。（しばしば「タックス・ハイブーン」<sup>(6)</sup>といわれる）国々では、課税が果たす役割は相対的に低いが、カナダでは、課税は、（カナダ政府が税制により政府資金を調達するように求められた）カナダ税制の一般的、かつ、包括的性質のために、ほとんどすべてのカナダ国民に衝撃を与え、少なくとも影響を及ぼす。本稿の目的は、カナダ税制の主要な内容をごく簡単に紹介し、概観することである。

## カナダにおける課税の根拠

カナダは、二つの政府レベル、すなわち、連邦議会（「国当局」<sup>(7)</sup>）と各地方（及び準州）議会（「地方当局」<sup>(8)</sup>）からなる連邦国家である。<sup>(9)</sup> これら両政府は、カナダ憲法が認める権限に基づき、住民に対していくつかの形態で課税（する）<sup>(10)</sup> できる。個別的にみれば、連邦政府の場合には、憲法九一条一項二号は、「あらゆる課税方法又は課税制度で」連邦政府に資金を調達する権限を認める。これは、二つの政府レベルに授権された課税権のうち広い方であり、連邦政府に、国内所得税<sup>(11)</sup>、国内物品サービス税<sup>(12)</sup>、種々の関税、消費税、他の雑税及び料金を課し、執行することを認めている。それに対して、地方政府の場合には、憲法九二条一項二号は、「直接課税」によって、地方の歳入を調達する権限のみを与えており、範囲がより狭い。<sup>(13)</sup> 地方政府が課税することができる二つの主要な税は、地方所得税と大部分の地方における売上税である。<sup>(14)</sup> もちろん、（州を越えて適用される）連邦税と異なり、これらの地方所得税及び売上税は、域内で生活する人々か、取引する人々のいずれかの範囲に限定される。地方間競争や差別を回避する（国内の統一性や地方間取引を促進する）ために、憲法一一二条は、「地方の栽培、生産、又は製造にかかわるすべての物品は、……自由に他の各地方に移入されるものとする」と定める。さらに、憲法一二五条は、ある（地方又は連邦）政府が他の政府に課税することを防止する。

## カナダの税源

すでに述べたように、二〇〇二年から二〇〇三年会計年度における連邦政府の全税収は、一、七七五・六億ドルで

あった。この金額の四六% (八一七・一億ドル)<sup>(15)</sup> は、個人所得税の賦課徴収によるものであり、一二・五% (二二・二億ドル)<sup>(16)</sup> は、法人所得税によるものである。所得税 (連邦政府の全税収の六〇・四%)<sup>(17)</sup> に次いで、連邦政府にとり最も重要な税源は物品サービス税 (GST)<sup>(18)</sup> であり、それは全税収の一五・九% (二八二・五億ドル) を占めるものであった。二〇〇二年から二〇〇三年に徴収された連邦政府の税収の残り二三・七%<sup>(19)</sup> は、雇用保険料<sup>(20)</sup> (一〇・一%)、その他の税<sup>(21)</sup> (七・四%) とその他の歳入<sup>(22)</sup> (六・二%) からなるものであった。このデータから、カナダ政府が、政府の存立、機能及び目的の資金調達のために、所得税にいかによく依存しているかがわかる。したがって、本稿の以下の概観では、これに焦点をあてよう。

#### カナダ連邦所得税制の概観

税制を構築するうえで、いくつかの論点をとりあげなければならない。とりわけ、税体系は (ごく最低限) 次の点をカバーしなければならない。つまり、だれが納税義務を負うのか、何に課税するのか (また、何に課税しないのかも重要である)、どのように税額を計算するのか、誰が強制的に税の管理徴収をするのかである。

第一の論点について、一般的にいえば、国が所得税を課す (及び強制執行する) ことができる二つの主な基準がある。<sup>(23)</sup> 第一の基準は、所得を稼得する者に注目し、<sup>(24)</sup> 国は、その者と国との間に十分な関連性又は結びつきが存在することを条件に、その者に所得税を課す法的管轄を有するという原則である。第二の基準は、(所得を稼ぐ/生ずる者よりむしろ) 所得自体に注目し、当該所得稼得行為がその国に関連するか、又は、追跡することができる場合は、当該国はその所得に課税する権利を有するという原則である。若干の国は所得税制を構築する基本原則として、前者の基

準又は後者の基準を用いるが、カナダでは、両基準が法に採用され、編纂されている。さらに個別的にみれば、二条は、カナダの居住者<sup>(25)</sup>は所得を稼いだ場所にかかわらず、全所得に対してカナダで課税されると定める。非居住者の場合は、カナダで稼得した三種類の所得<sup>(26)</sup>に対して、つまり、カナダで雇用された個人が稼得した所得、カナダで事業に従事することで稼得した所得と「課税対象となるカナダ所在の財産」の売却から生じた所得に対して、カナダの所得税を課税すると定める。要約すると、カナダの課税アプローチには、二つの要素がある。カナダの居住者の場合は、カナダは稼得した／発生した場所にかかわらず（つまり、所得源泉に関係なく）、その者の所得について所得税を課税する。カナダの非居住者の場合は、カナダはその者のカナダ源泉所得に所得税を課税する。

第二の論点について、法が複雑かつ包括的であるにもかかわらず、カナダで課税される「所得」とは何かについての完全な定義がないことは驚くに値するかもしれない（又は驚くに値しないかもしれない）。そのかわりに、法は所得を5つの異なる源泉／種類に分類し、各種所得の計算ルールを定める。給与所得（第一の所得類型）の場合は、<sup>(27)</sup>法は当該年度に納税者が受け取った給与、賃金及び（チップを含む）その他これに類する報酬を含むだけでなく、<sup>(28)</sup>少しでも雇用関係に関連し、又は、関係のあるあらゆる種類の便益の価値として、給与所得を極めて広く定義する。事業所得<sup>(29)</sup>及び資産所得（第二、第三の所得類型）の場合は、法は税法上、何が事業所得及び財産所得に該当するかを確定するための出発点として、<sup>(30)</sup>税制以外の「商慣行」及び「取引慣行」に多くを依拠する。次に、法は一定金額を加算し、<sup>(31)</sup>その他の金額を減算することによって過去に計算された「利益」の数字を修正する。キャピタル・ゲインやロスが実現した（第四の所得類型）場合には、法は当該計算に算入されるものとされないものを限定する。<sup>(32)</sup>最後の第五の類型である「その他所得」は、さまざまな一定の項目に対する課税上の取扱いを示した多くの規定を含む。<sup>(34)</sup>この「その他

所得」の類型に含まれる規定上、所得の定義は極めて限定的である。一定の収入又は富の増加が、法に規定するこれら五つの所得類型のいずれにも該当しない場合は、それは、カナダの税法上非課税となる。一定の金額又は収入を税法上の所得から個別的に除外する一定の法規定もある。<sup>(35)</sup>

カナダ税法上、「所得」として課税されるものを特定すること（又は確定する体系を創出すること）に加えて、法は、ある者のカナダの納税義務の確定上、どのような費用、所得控除、税額控除が認められるかも規定する。実務上は、そうした金額の適格性と当該金額の計算の両方が、極めて難しいプロセスとなる可能性がある。法の複雑さのほとんどは、一定の種類の種類と納税者に認められる特則に起因するものである。

認識されるあらゆる源泉から所得が計算されれば、このプロセスの次の（最終的な）段階は、当該所得にかかる納税義務者の納税義務を確定することである。個人の場合、一般的には、これは納税義務者が独身者か、既婚者か、家族と同居するか又は判例法上認められた関係であるかにかかわらず、個人ごとの基準による。換言すると、概して、各個人はその納税義務の計算上、別個の独立した納税義務者とみなされる。<sup>(36)</sup> 納税義務者は、（すべて認められる所得控除をした後に）所得が決まれば、次に当該納税義務者はそれに相当する納税義務を計算する。個人については、法は累進税率を課する。単純に述べると、個人がより多くの所得を稼得する場合は、それぞれの追加的な金額は、その前の金額より高税率で課税される。<sup>(37)</sup>

法人の場合は、納税義務の計算は多少個人のそれと異なる。例えば、個人はさまざまな源泉の所得をすべて合算し、（それぞれに適用される限界税のブラケットでは）同じ税率を適用するのに対して、法人は異なる所得類型に対して異なる所得税率を適用しなければならない。<sup>(38)</sup> さらに、共同所有又は相互に「関連性」を有する法人については、一定

の帰属、所得及び控除は相互に配分されなければならない。より単純に述べると、若干の場合において、法人は、別個の独立した課税主体としてよりもむしろ一つのグループとしてみなされ、取り扱われる。

カナダの所得税制の重要性と意義を前提とすれば、法の立法、管理及び執行を所轄するいくつかの政府省庁が存在するとしても驚くに値しないだろう。第一に、カナダの租税政策を發展させ、法の改正案を通じて実施する任務を負う大蔵省がある。<sup>(39)</sup> 第二に、法の執行上の任務を負う内国歳入省がある。<sup>(40)</sup> その義務の履行上、内国歳入大臣はカナダの歳入庁に権限を委任する。

歳入庁は、法の管理及び（自力）執行を行う重要な機関である。歳入庁は、納税義務者が準備したすべての所得税申告書を最初に審査し、支払うべき税額の査定をし、必要に応じて監査を行う義務がある。納税義務者が査定に異議を唱える場合には、歳入庁内の審査部局が第一段階の申立て／審査を行う。最終的に、歳入庁は法の有権解釈並びに適用指針を準備し、発行する。第三（最後）に、カナダの租税裁判所に税法上の訴えを提起した場合、政府を代表するのは司法省である。<sup>(41)</sup>

## む す び

世界中の多くの（必ずしもすべてではないが）先進諸国と同様、カナダ政府は多くの理由から課税（特に所得課税）に大いに依存する。最初の法が所得戦時税法として一九一七年に制定され、第一次世界大戦の戦費を調達する「臨時税」である一〇頁の文書であったのは興味深い。<sup>(42)</sup> カナダの所得税は一時的なものではなく、今日では、法は二、〇〇〇頁をはるかに越え、適正に機能するために多くの弁護士、会計士、政府の役人たちの専門家を求めていること

は明らかである。所得税はカナダの重要な要素であり、将来もそのように持続することになる。所得税は、連邦政府及び地方政府が課税する他の税とともに、我が国の機能上、非常に重要な役割を果たしている。

- (1) Chris Sprysak は、現在、カナダのアルバータ大学法学部助教教授であると同時に公認会計士、租税弁護士でもある。
- (2) F. Barry Gorman, *Canadian Income Taxation: Policy and Practice*, 2<sup>nd</sup> ed. (Toronto: Carswell, 2001) at 2.
- (3) 例えば、紙幣の印刷、資本の借入、政府資産（つまり、天然資源）の売却及び／又は商業として機能すること。
- (4) the *Annual Financial Report of the Government of Canada Fiscal Year 2002-2003* によると、カナダの二〇〇二年から二〇〇三年会計年度における全税収は一、七七五・六億ドルであった。同会計年度における財政支出は（予算のうち年約七〇億ドルの余剰を残して）一、七〇五・九億ドルであった。それは、計画費用にむけられたごく一般的な一、三三三・二億ドルと公債費に使われる残り三二二・七億ドルからなる。
- (5) Gorman, *supra* note 2 at 2-5. 若干のより広い対象が含まれる。富の再分配、市場の非効率性と非中立性の是正及び公共財（例えば、インフラストラクチャー、つまり、道路や橋、保健及び教育）の提供。より重点的な対象が含まれる。アルコールやタバコの消費の抑制及び集合住居の建設やカナダ人による美術や映画の促進。
- (6) 一般的には次の文献を参照せよ、OECD Committee on Fiscal Affairs, *Harmful Tax Competition- An Emerging Global Issue* (1998).
- (7) P. W. Hogg, *Constitutional Law of Canada*, 3<sup>rd</sup> ed. (Toronto: Carswell, 1992) at 98.
- (8) 同上。
- (9) 以下のことに留意せよ。地方立法機関に加えて、地方政府から（制限的課税権を含む）一定の権限を委任された「市町村」政府もある。最も典型的には、これら地方政府は域内にある財産の所有者に財産税を課税することにより、その存立と機能の遂行のための資金を調達する。
- (10) *Constitution Act, 1867* (U. K.), 30 & 31 Vict., c. 3, reprinted in R. S. C. 1985, App. II, No. 5 (以下、"Constitution" と引用)。
- (11) *Income Tax Act*, R. S. C. 1985, c. 1 (5<sup>th</sup> Supp.) (以下、"Act" と引用)。断りが無い限り、一切の引用は当該法である。

- (12) Part IX of the *Excise Tax Act*, S. C. 1990, c. 45 (as amended) (以下、「GST」と引用).
- (13) 「直接税」という文言は、John Stuart Millにより「それを支払うべきである」と意図される又は望まれる、まさにその者から要求されるもの」と最初に定義づけられた。ミルは、「直接税」対「間接税」の概念を対比した。「一人の者から要求されるが、他の者の費用負担で埋め合わされることを期待し意図されるもの」として定義した「間接税」と「直接税」の概念を比べた。さらなる情報については、次の文献を参照せよ。John Stuart Mill, *Principles of Political Economy*, Book V (Oxford: Oxford University Press 1849) at Chapter III.
- (14) 現在、居住者に対して、売上税を課税しない唯一の地方は、アルバータである。
- (15) Annual Financial Report of the Government of Canada, Fiscal Year 2002-2003, *supra* note 4.
- (16) 同上。
- (17) 同上。この総数には、個人と法人以外の課税主体（つまり、信託）による所得税収も含まれていることに留意せよ。
- (18) 同上。
- (19) 同上。
- (20) 明らかにカナダで雇用されているすべての個人は、雇用保険法により連邦政府に給与収入の一定割合（最高額三九、〇〇〇ドルを限度）を支払う必要がある。S. C. 1996, c. 23. この保険料は職（及び、給与所得）を失う個人に対する一時的補完的救済をするのに用いられる。
- (21) 関税（三二、二億ドル）、エネルギー税（四九、九億ドル）、航空旅行者保障料金（四、二億ドル）とその他の消費税（四四、八億ドル）がこの類型に含まれる。
- (22) この類型には、連邦政府が所有運営する法人（これらの課税主体は、「王室会社」と通常いわれることに留意。）からの歳入（三四、八億ドル）、外国為替歳入（三三、八億ドル）及びその他の歳入（四二、六億ドル）が含まれる。
- (23) もっと一般的には次の文献を参照せよ。the OECD Model Convention on *Income and Capital*.
- (24) subsection 248(1)では、「者」とは、個人、法人及び信託をいう。パートナーシップの場合には、法は若干の目的上、その存在を認めるが、一般的には、独立の主体としてのパートナーシップを無視し、あたかも直接パートナーが所得を稼得したかのように、パートナーに課税される。以下のことに留意せよ。法は、個別的に認識した結果、一定の者がカナダで所得

税を課税されないことを定める。当該者の例には次のものが含まれる。政府団体、慈善団体、非営利組織及び一定の地位を有する個人／グループ（例えば、終身貧困の誓いをたてた修道士）。

(25) ある者がある国の居住者であるかどうかの決定は、状況如何によっては困難なことがある。カナダでは、そのような決定をする場合に適用される法令上のルールと判例法の両者がある。本概論の目的上、個人は、通常居住する場合は、カナダの居住者になる。法人の場合は、カナダで設立された場合はカナダの居住者になる。

(26) この一般課税規定に加えて、カナダで生じ、かつ、非居住者が稼得又は受領した一定の受動的所得類型（つまり、賃貸料、使用料、利子、配当等）についてカナダ税を課する法の別の規定が存在する。さらなる情報については、一般的には *section 212* を参照せよ。

(27) Section 5.

(28) Paragraph 6 (1) (a).

(29) 法人の場合には、*subsection 125 (7)* は、事業所得を二つのカテゴリ、つまり、（個人の給与所得に類似する）人的役務による事業所得、（個人の資産所得に類似する）特定投資事業所得及び包括的カテゴリである積極的事业所得に分ける。

(30) Section 9.

(31) 例えば、*sections 12 and 20* を参照。

(32) 例えば、*sections 18 and 67* を参照。

(33) 一般的には、*sections 38 to 55* を参照。現行法によると、実現したキャピタル・ゲインの五〇%だけが、当該法により認識されることに留意せよ。残り五〇%は納税者にとって非課税である。

(34) 一般的には、*sections 56 to 59. 1* を参照。

(35) 一般的には、*section 81* を参照。

(36) 既婚者及び判例法上の夫婦は、二人の個人よりむしろ一つの単位としてみなされる場合には、このルールの例外があることに留意せよ。

(37) 二〇〇三年では、四つの連邦所得税のブラケットがある。所得は各ブラケットごとでカバーされ、その所得に相当する税

率は次の通りである。〇ドルから三一、一八三ドルの所得は一六%の連邦税率、三二、一八四ドルから六四、三六八ドルの所得は二二%の連邦税率、六四、三六九ドルから一〇四、六四八ドルの所得は二六%の連邦税率、一〇四、六四八ドル超の所得は二九%の税率である。税率の累進性の議論については、一般的に次の文献を参照せよ。J. Bankman & T. Griffith, *Social Welfare and the Rate Structure: A New Look at Progressive Taxation* (1987) 75 Cal L. Rev. 1905. 連邦税に加えて個人は、地方税率でも課税される。アルバータでは、地方は(累進税率に対して)一〇%の比例税率で所得税を課する。より単純に述べると、アルバータの人々には、高額所得を稼ぐにつれて増える地方税を課税されるよりもむしろ、当該年度の所得の如何にかかわらず、同じ地方税率、すなわち一〇%が適用される。カナダに居住する個人の合計税率を決定するためには、納税義務者は連邦税率と地方税率を合算しなければならない。アルバータでは、最高合算所得税率は三九%である。これはカナダの合算税率では最低である。

- (38) Section 125 は、二〇〇三年会計年度におけるカナダの被支配閉鎖会社が稼得した「積極的事業所得」のうち二二・五、〇〇〇ドルまでの額に対して払った連邦税について一六%軽減措置を定める。しかしながら、「積極的事業所得」を構成しない当該法人の稼得所得は、この控除が受けられず、高い税率で所得に課税されることになる。稼得された非積極的事業所得の種類及びその所得を稼得する法人の種類如何により、当該法人税の一定割合が株主に対する配当支払時に還付される。法人が稼得した所得類型及び法人類型に基づいた制定法上のこれらの区分により、連邦法人所得税率は一七・二四%から四八・四一%までに及び。

- (39) 一般的には、次の文献を参照せよ。P. Hogg et al, *Principles of Canadian Income Tax Law*, 3<sup>rd</sup> ed. (Toronto: Carswell, 1999) at 10. 通常、年最低一度は(通常二月)、大蔵大臣は前年の財政結果と今年度の法又は政府歳出/計画(あるいは両方)のいずれかの改正概要を示した財政予算(「予算」)を提示する。予算に示されたすべての情報は、大蔵省が準備する。

- (40) 一般的には次の文献を参照せよ。V. Krishna, *Fundamentals of Canadian Income Tax*, 6<sup>th</sup> ed., (Toronto: Carswell, 2000) at 22-25.

- (41) 同上 at 25-27. 以下のことに留意せよ。カナダの租税裁判所は、特に、カナダにおける租税事件を審理するために設けられた特別裁判所である。カナダの租税裁判所の控訴は、連邦控訴裁判所で行われ、この裁判所からの上告は、カナダの上告

審であるカナダの最高裁判所で行われる。

(42) カナダ税制史の要約については、次の文献を参照せよ。Gorman, *supra* note 2 at 16-23.